



令和 6 年度

幼稚園・保育所・認定こども園

入所入園 申込みのご案内



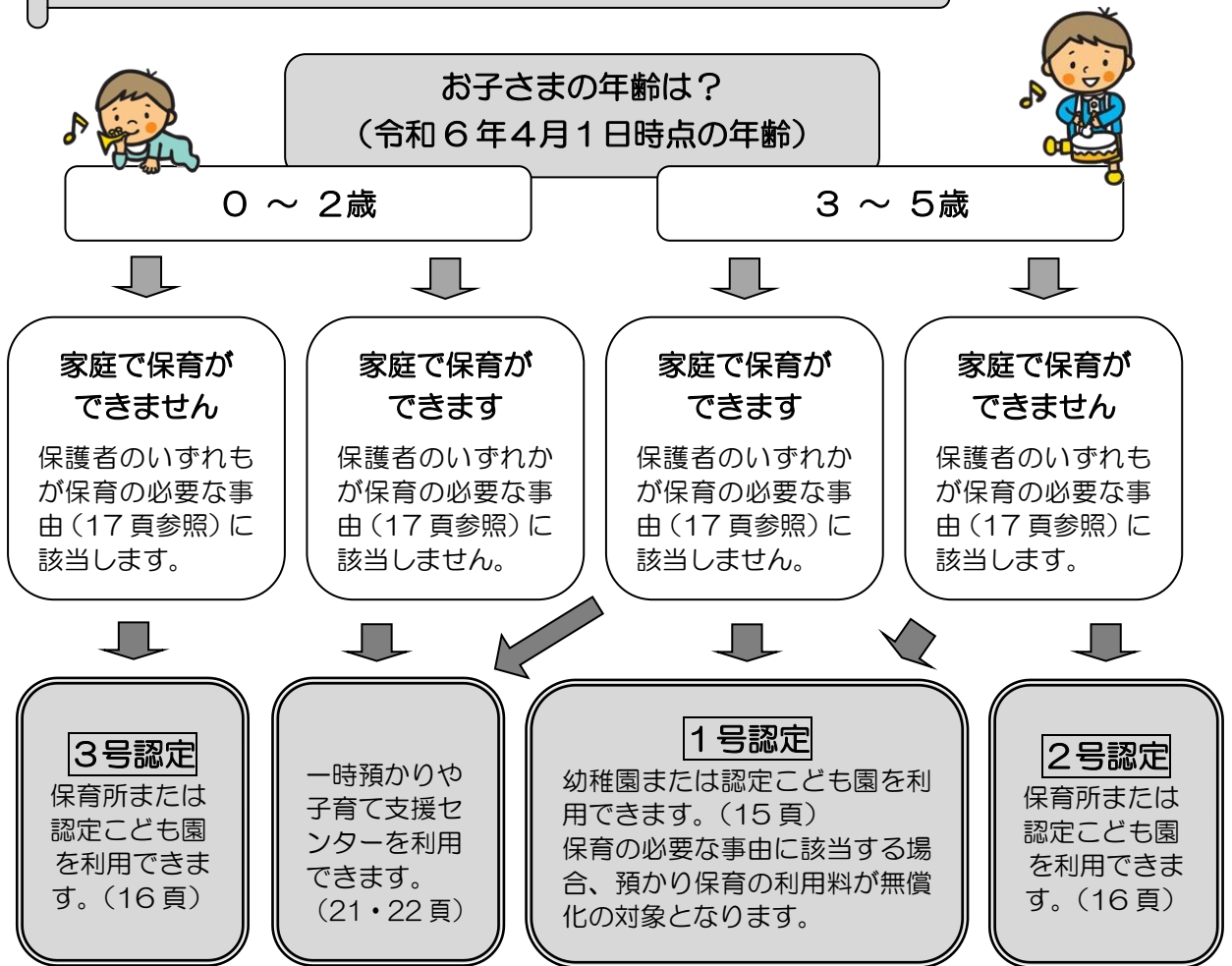
目 次

利用できる施設および事業のイメージ.....	1
令和 6 年度 幼稚園 開園時間等一覧表.....	2
令和 6 年度 保育所（園）開所時間等一覧表.....	3・4
令和 6 年度 認定こども園 開所時間等一覧表.....	5・6
教育・保育給付認定について.....	7・8
入所入園などについて.....	9・10
保育料（利用者負担額）について.....	11
保育料（利用者負担額）の軽減・免除について.....	12
保育料（利用者負担額）の納付について.....	13
【参考】令和 5 年度保育料（利用者負担額）.....	14
幼稚園・認定こども園（1号認定）.....	15
保育所（園）・認定こども園（2号認定または3号認定）.....	16
保育所（園）・認定こども園（2号・3号）へ入所できる児童.....	17
入所申込みに必要なもの（2号・3号）.....	18
入所内定後について（2号・3号）.....	19・20
土曜日の保育について.....	20
子育て支援.....	21・22
各施設の所在地.....	23



入所の申請および施設の利用を続けるうえで、大切な事柄を掲載しています。
必ずよくお読みになってから、ご申請ください。

利用できる施設および事業のイメージ



※認定こども園…幼稚園と保育所(園)の機能や特長をあわせ持つ施設

【対象年齢】

1号認定	幼稚園	4歳児(平成31年4月2日~令和2年4月1日生)
		5歳児(平成30年4月2日~平成31年4月1日生)
	認定こども園	3歳児(令和2年4月2日~令和3年4月1日生)
		4歳児(平成31年4月2日~令和2年4月1日生)
		5歳児(平成30年4月2日~平成31年4月1日生)

2・3号認定	保育所(園)・認定こども園	0歳児(令和5年4月2日~令和5年10月1日生)
		1歳児(令和4年4月2日~令和5年4月1日生)
		2歳児(令和3年4月2日~令和4年4月1日生)
		3歳児(令和2年4月2日~令和3年4月1日生)
		4歳児(平成31年4月2日~令和2年4月1日生)
		5歳児(平成30年4月2日~平成31年4月1日生)

令和6年度 幼稚園 開園時間等一覧表

利用方法など詳しくは、南小松島幼稚園または学校課（市教育庁舎2階 ☎32-3811）までお問い合わせください。



●● 公立幼稚園 ●●

施設名	所在地	電話番号
南小松島（みなみこまつしま）幼稚園	小松島町字高須 36	32-0390

幼稚園の保育時間

月～金	8:15 ~ 14:00
-----	--------------



幼稚園の休業日は、土曜・日曜・祝日・夏季（7月21日～8月30日）・秋季（10月第2月曜日の前々日～10月第2月曜日の翌日）・冬季（12月24日～翌年1月7日）・学年末（3月25日～3月31日）・学年始（4月1日～4月7日）です。

預かり保育

利用方法や保育料など詳しくは、学校課（市教育庁舎2階 ☎32-3811）までお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

①	保育時間 8:15 ~ 14:00	預かり保育（別料金） ~ 16:00
②	保育時間 8:15 ~ 14:00	預かり保育（別料金） ~ 17:30

※ 長期休業日の預かり保育開始時間も午前8時15分からです。

※ 保育を必要とする事由（17項）に該当する場合、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。

令和6年度 保育所（園）開所時間等一覧表

利用方法や保育料など詳しくは、各実施施設または市児童福祉課（☎32-3818）までお問い合わせください。

私立 かもめ保育園

【子育て支援】

11 時間を超えた延長保育、
病児保育、休日保育、一時預かり

和田島町字西林 66-1（☎38-2270）

定員：100 名 入所年齢：概ね 6 か月～

月 ～ 土	標準 時間	延長保育（別料金） 7：00～	7：30～18：30	延長保育（別料金） ～19：00
	短時間	延長保育（別料金） 7：00～	8：30～16：30	延長保育（別料金） ～19：00

私立 ひかり保育園

【子育て支援】

11 時間を超えた延長保育

芝生町字赤石 169-4（☎33-3151）

定員：90 名 入所年齢：概ね 6 か月～

月 ～ 土	標準 時間	延長保育（別料金） 7：00～	7：30～18：30	延長保育（別料金） ～19：00
	短時間	延長保育（別料金） 7：00～	8：30～16：30	延長保育（別料金） ～19：00

公立 泰地（たいち）保育所



中郷町字西久保 4-1（☎32-9024）

定員：90 名 入所年齢：概ね 6 か月～

月 ～ 金	標準時間	7：30～18：30		
	短時間	延長保育（別料金）	8：30～16：30	延長保育（別料金）
土	標準時間	7：30～17：15		
	短時間	延長保育（別料金）	8：30～16：30	延長保育（別料金）

公立 横須（よこす）保育所



横須町 11-7 (☎32-2745)

定員：75名 入所年齢：概ね6か月～

月 ～ 金	標準時間	7:30～18:30		
	短時間	延長保育(別料金)	8:30～16:30	延長保育(別料金)
土	標準時間	7:30～17:15		
	短時間	延長保育(別料金)	8:30～16:30	延長保育(別料金)

公立 梶前（あがたまえ）保育所



中郷町字加藤 18-1 (☎32-5081)

定員：60名 入所年齢：概ね6か月～

月 ～ 金	標準時間	7:30～17:45		
	短時間	延長保育(別料金)	8:30～16:30	延長保育(別料金)
土	標準時間	7:30～13:00		
	短時間	延長保育(別料金)	8:30～13:00	

公立 立江（たつえ）保育所



立江町字鍋寺 109-4 (☎37-2286)

定員：60名 入所年齢：概ね1歳～

月 ～ 金	標準時間	7:30～17:45		
	短時間	延長保育(別料金)	8:30～16:30	延長保育(別料金)
土	標準時間	7:30～13:00		
	短時間	延長保育(別料金)	8:30～13:00	

※和田島（わだじま）保育所は令和5年度から廃所しています。

令和6年度 認定こども園 開所時間等一覧表

預かり保育および延長保育は別料金にて実施します。

利用方法や保育料など詳しくは、各実施施設または市教育委員会学校課（☎32-3811）、市児童福祉課（☎32-3818）までお問い合わせください。

私立

こまつしま健祥会認定こども園

【子育て支援】

中田町字新開 2-8（☎32-0266）

11 時間を超えた延長保育、一時預かり、
子育て支援センター にここ広場

1号認定

定員：15名（3歳児：5名、4歳児：5名、5歳児：5名）

月 ～ 金	預かり保育 7：00～	登園時間 8：30～	8：45～13：45 〈教育標準時間〉	降園時間 ～14：00	預かり保育 ～19：00
-------------	----------------	---------------	------------------------	----------------	-----------------

※ 1号認定の場合、土曜・日曜・祝日・年末年始の休園日のほか、長期休園期間（夏季など）があります。

2・3号認定

定員：120名 入園年齢：概ね6か月～

月 ～ 土	標準 時間	延長保育 7：00～	7：30～18：30	延長保育 ～19：00
	短時間	延長保育 7：00～	8：30～16：30	延長保育 ～19：00

※ 土曜日のみ 18:00 までの保育となります。

私立

花しんばり子ども園

【子育て支援】

大林町字金岡 70-1（☎37-1015）

11 時間を超えた延長保育、病児保育、一時預かり、
子育て支援センター もも組・こも組

1号認定

定員：15名（3歳児：5名、4歳児：5名、5歳児：5名）

月 ～ 金	預かり保育 7：00～	登園時間 8：30～	8：45～13：45 〈教育標準時間〉	降園時間 ～14：00	預かり保育 ～19：00
-------------	----------------	---------------	------------------------	----------------	-----------------

※ 1号認定の場合、土曜・日曜・祝日・年末年始の休園日のほか、長期休園期間（夏季など）があります。

2・3号認定

定員：120名 入園年齢：概ね6か月～

月 ～ 土	標準 時間	延長保育 7：00～	7：30～18：30	延長保育 ～19：00
	短時間	延長保育 7：00～	8：30～16：30	延長保育 ～19：00

私立 こやす認定こども園

【子育て支援】

田浦町字子安 73 (☎32-3462)

11 時間を超えた延長保育、一時預かり
子育て支援センター こやすっ子ひろば

1号認定 定員：15名（3歳児：5名、4歳児：5名、5歳児：5名）

月 ～ 金	預かり保育 7:00～	登園時間 8:30～	8:45～13:45 〈教育標準時間〉	降園時間 ～14:00	預かり保育 ～19:00
-------------	----------------	---------------	------------------------	----------------	-----------------

※ 1号認定の場合、土曜・日曜・祝日・年末年始の休園日のほか、長期休園期間（夏季など）があります。

2・3号認定 定員：90名 入園年齢：概ね6か月～

月 ～ 土	標準時間	延長保育 7:00～	7:30～18:30	延長保育 ～19:00
	短時間	延長保育 7:00～	8:30～16:30	延長保育 ～19:00



公立 さかの認定こども園

【子育て支援】

坂野町字根上り 13-1 (☎37-1770)

一時預かり、子育て相談、みんなのひろば

1号認定 定員：15名（3歳児：5名、4歳児：5名、5歳児：5名）

月 ～ 金	預かり保育 7:30～	登園時間 8:30～	8:45～13:45 〈教育標準時間〉	降園時間 ～14:00	預かり保育 ～18:30
-------------	----------------	---------------	------------------------	----------------	-----------------

※ 1号認定の場合、土曜・日曜・祝日・年末年始の休園日のほか、長期休園期間（夏季など）があります。

2・3号認定 定員：50名 入園年齢：概ね6か月～

月 ～ 金	標準時間	7:30～18:30		
	短時間	延長保育 7:30～	8:30～16:30	延長保育 ～18:30
土	標準時間	7:30～17:15		
	短時間	延長保育 7:30～	8:30～16:30	延長保育 ～17:15

教育・保育給付認定について

(1) 教育・保育給付認定申請について

子ども・子育て支援制度では、子どもの年齢や保護者の状況に応じて教育標準時間認定（1号）と保育認定（2号・3号）に区分され、認定区分に応じて施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園）の利用先などが決まります。

施設などを確認のうえ、教育・保育給付認定申請を行ってください。

区 分		1号認定 教育標準時間	2号認定 保育短時間（8時間） または 保育標準時間（11時間）	3号認定 保育短時間（8時間） または 保育標準時間（11時間）
対象となる子ども		満3歳以上の 幼児	保育を必要とする 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児
利 用 で き る 施 設	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	認定 こども園	○	○	○

※但し、1号認定については、小松島市では幼稚園は4歳児から、認定こども園は3歳児からの利用となります。対象年齢については1頁をご覧ください。

(2) 教育標準時間の認定

保護者の就労（就学）状態に関わらず、認定申請できます。1日の教育時間は、概ね4時間を標準とします。

※ 休業日は、土・日・祝日のほか長期休業期間（夏季・冬季など）があります。

(3) 保育時間の認定

① 「保育標準時間」の認定要件

- a. 保護者の就労（就学）時間が月120時間以上である。
- b. 妊娠・出産、疾病・障がい、災害復旧、DVなど

② 「保育短時間」の認定要件

- a. 保護者の就労（就学）時間が
月48時間以上120時間未満である。
- b. 求職活動中、育児休業取得時の継続利用



(4) 支給認定証について

支給認定証には、「認定区分」(1号・2号・3号)と「有効認定期間」、2号・3号の場合は保育時間の区分(標準時間と短時間)が記載されています。2号または3号の認定を受けた場合、保育の必要量に応じて、施設の利用時間が「**保育標準時間**(1日最長11時間)」と「**保育短時間**(1日最長8時間)」に認定されます。認定された時間以上に保育を希望する場合は、預かり保育(有料)または延長保育(有料)による対応となります。

支給認定証は令和6年3月中旬以降に送付します。認定期間中は紛失しないよう保管してください。

(注1) 支給認定証が交付されても、保育所などの利用が決定するものではありません。

認定を受けることができても入所できない場合があります。

(注2) 2号・3号認定については、支給要件を確認するため、毎年現況届が必要です。

(注3) 小松島市外へ転出される方は、支給認定証を市または各施設に返還し、転出先で保育施設を利用する場合は、転出先の市町村で改めて教育・保育給付認定申請をする必要があります。

転出日によっては手続きの都合上、保育施設の利用に不都合が生じるため、すみやかに入所施設および小松島市児童福祉課へ申し出てください。





入所入園などについて



保育所（園）・認定こども園・幼稚園の利用を希望する保護者の方は、「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書（施設利用申込書）」など必要書類を下記の申請先に提出してください。

1. 令和6年4月1日からの入所入園を希望される場合

(1) 一次申請受付期間 ※1～3号共通

令和5年12月1日（金）～ 令和5年12月15日（金）

※ 土曜・日曜を除きます

※ 休日受付について

受付日時：12月10日（日）8：30～17：15

受付場所：学校課（市教育庁舎2階）

児童福祉課（市役所1階⑩窓口）

(2) 申請先

1 号 認 定	幼稚園に入園希望の方は、学校課（市教育庁舎2階）または南小松島幼稚園まで。
	認定こども園に入園希望の方は、各施設（さかの認定こども園・こまつしま健祥会認定こども園・花しんばり子ども園・こやす認定こども園）まで。

3 号 認 定	保育所（園）・認定こども園に入所入園希望の方は、市児童福祉課（市役所1階⑩窓口）まで。
------------------	---

2. 年度途中に入所される場合（原則各月1日入所） ※2号・3号のみ

5月以降に入所を希望される方は、入所を希望する月の2か月前から前月の5日（土、日、祝日の場合はその前日）までに市児童福祉課にお申込みください。

なお、お申込みの際にはお子さまと一緒にお願いします。ただし、希望される保育所（園）または認定こども園が定員に達している等、児童を受け入れることが難しい場合もあります。

※年度途中で育児休業から職場に復帰される方は、一次申請期間に予約申し込みができます。但し、申請時点において入所を希望するお子さまが出生していることが条件です。

入所予約申込み時の申請内容から変更があった場合、内定を取り消す場合があります。変更があった場合には、速やかに申し出てください。



3. 広域利用について

■ 1号認定の場合

各利用施設にてお申込みください。入園決定後、住民票のある市町村に利用申込みをしてください。（私立幼稚園には、子ども・子育て支援新制度に基づかない幼稚園もあります。申込みする希望施設で確認してください。）

■ 2号・3号認定の場合

(1) 小松島市外の施設を利用したい場合

小松島市内に住民票がある方が、市外の保育施設（※認可外施設を除く）の利用を希望する場合は、小松島市児童福祉課へ利用申込みをしてください。ただし、市町村によっては、定員に空きがないなど入所（園）できない場合があります。

(2) 小松島市外に住民票がある方が、小松島市内の施設を利用したい場合

住民票のある市町村に利用申込みをしてください。ただし、利用調整では小松島市内に在住の（住民票がある）方を優先させていただきます。

4. 退所（園）について

次の場合は、退所（園）していただきます。

(1) 入所（園）申込み事項に虚偽があった場合

(2) 小松島市外へ引っ越した場合

転出先の市町村を通じて、引き続き通所（園）できる場合もあります。転出日によっては手続きの都合上、保育施設の利用に不都合が生じるため、すみやかに入所施設および小松島市児童福祉課へ申し出てください。

(3) お子さまが疾病等により集団保育に耐えられない場合

(4) 2号・3号認定の児童について、保育が必要な状態が確認できない場合

※ 認定事由に変更がある場合は、届出をしてください。

令和5年 12月							令和6年 1月							2月							3月							4月							5月															
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土									
					1	2			1	2	3	4	5	6			4	5	6	7	8	9	10			3	4	5	6	7	8	9			7	8	9	10	11	12	13			5	6	7	8	9	10	11
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	11	12	13	14	15	16	17	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18									
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	18	19	20	21	22	23	24	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25									
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	25	26	27	28	29			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31										
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31											31																													
31																																																		

6月							7月							8月							9月							10月							11月															
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土									
						1			1	2	3	4	5	6			4	5	6	7	8	9	10			8	9	10	11	12	13	14			6	7	8	9	10	11	12			3	4	5	6	7	8	9
2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16									
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	18	19	20	21	22	23	24	15	16	17	18	19	20	21	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23									
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	25	26	27	28	29	30	31	22	23	24	25	26	27	28	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30									
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31											29	30																												
30																																																		

保育料（利用者負担額）について

3歳児クラス～5歳児クラスの保育料

保育料は無料です。また、小松島市では副食費（給食のおかず代）の完全無償化も実施しています。

ただし、行事費や教材費、延長保育料等は保護者の負担となります。

0歳児クラス～2歳児クラスの保育料

父母の市町村民税所得割課税額（市民税額）の合算により保育料を決定します。ただし、祖父母が利用（入所）児童または父母を扶養している等、祖父母によって生計が維持されていると認められる場合は、祖父母の市民税額も合算します。

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

令和6年									令和7年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
└──────────────────┘					└──────────────────────────────────┘						
令和5年度の市民税額に基づく保育料					令和6年度の市民税額に基づく保育料						

【注意】

- ① 税額が更正された場合、税の更正が判明した翌月から更正後の税額による保育料を適用します。遡及は行いません。
- ② 保育料算定の基礎となる市民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除および外国税額控除等をする前の税額となります。
- ③ 未申告の場合は保育料の算定ができないため、最も高い階層で算定し仮決定します。税額が確定次第正しい保育料の算定を行います。
- ④ 離婚、再婚等により保育料の算定対象者がかわる場合は、事実の生じた翌月から保育料が変更になる場合がありますので、該当する場合は速やかにご連絡ください。
- ⑤ 保育料の未納月がある場合、入所における利用調整時に不利になります。
- ⑥ 3歳のお誕生日を迎えた後も、3歳児クラスに進級するまでは保育料がかかります。

他市町村で課税されている場合の保育料の算定について


令和5年1月2日以降に転入された方など小松島市で市民税額を確認できない場合は、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携により課税情報を取得し、保育料を算定します。

ただし、システム障害や未申告等により課税情報が確認できない場合、「市町村民税所得課税証明書」の提出を求めることがあります。

保育料（利用者負担額）の軽減・免除について

（1）多子世帯への軽減

同一世帯から2人以上の児童が同時に幼稚園・保育所（園）・認定こども園等を利用している場合、第1子の保育料は全額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6
第3子以降 無料		第2子 半額		第1子 全額		小1以上の子はカウントしない					
											

ただし、保育料表（14頁）の階層区分D1（ひとり親等世帯はD2）までに該当する世帯は、子の年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

（2）多子世帯の第3子以降の保育料

生計が同一の子（税の扶養の対象となる19歳以上の子を含む）が3人以上いる世帯で、第3子以降の児童が幼稚園・保育所（園）・認定こども園に入所した場合、保育料表の階層区分に関係なく保育料が無料となります。

（3）ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯の保育料

保育料表の階層区分D2までに該当する場合、保育料が軽減されます。該当世帯であることを証明するため、下記の書類が必要です。

- ・母子、父子世帯等（別居は除く）
「離婚受理証明」、「児童扶養手当証書」の写しまたは「戸籍謄本」
- ・在宅障がい児（者）のいる世帯
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、
「特別児童扶養手当証書」、「国民年金証書（障害年金）」等の写し

（4）その他の軽減制度

事故・疾病等でやむを得ず入院・通院し、半月以上休所（園）する場合など、必要に応じて軽減します。ただし、申請が必要です。

※ 延長保育料や行事費・教材費などは軽減・免除の対象となりません。

保育料（利用者負担額）の納付について

保育所（園）・公立認定こども園

保育料（利用者負担額）の納付は口座振替を原則としております。入所が決定した新入児の保護者の方は、入所施設で実施する入所（園）説明会の際、「保育料口座振替申込書」を配布しますので、速やかに小松島市指定金融機関（下記参照）の窓口にてお手続きください。

なお、金融機関との事務手続きの都合により、新入児の保育料の引き落としは令和6年5月分からとなります。4月分については、4月中に入所施設を経由して納付書をお渡しします。また、きょうだい児がいる場合でも児童一人につき1枚の申込みが必要となりますのでご注意ください。

小松島市指定金融機関

- 阿波銀行 ○ 四国銀行 ○ 徳島大正銀行
- 香川銀行 ○ 高知銀行 ○ 徳島信用金庫
- 四国労働金庫 ○ J A東とくしま
- 徳島県信用漁業協同組合連合会
- 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局



私立認定こども園

私立認定こども園の保育料（利用者負担額）については、施設により納付方法が異なりますので、通園される施設に直接お問い合わせください。

【参考】令和5年度保育料（利用者負担額） 令和5年9月現在

◆3号認定【保育所（園）・認定こども園】月額保育料表（円/月額）

国 区 分	市 区 分	市認定基準	3号（3歳未満）	
			保育標準時間	保育短時間
1	A	生活保護世帯、里親である保護者の属する世帯等	0	0
			0	0
2	B	市民税非課税世帯 ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	(0)	(0)
			[1人目 0]	[1人目 0]
			[2人目以降 0]	[2人目以降 0]
3	C1	市民税均等割課税世帯 ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	11,600	11,000
			(5,800)	(5,500)
	C2	市民税所得割課税額 48,600円未満 ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	[1人目 5,600]	[1人目 5,300]
			[2人目以降 0]	[2人目以降 0]
4	D1	市民税所得割課税額 48,600円以上～57,700円未満 ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	18,800	17,800
			(9,400)	(8,900)
	D2	市民税所得割課税額 57,700円以上～77,101円未満 ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、 その他要保護世帯等	[1人目 5,600]	[1人目 5,300]
			[2人目以降 0]	[2人目以降 0]
	D3	市民税所得割課税額 77,101円以上～97,000円未満	24,000	22,800
			(12,000)	(11,400)
5	D4	市民税所得割課税額 97,000円以上～133,000円未満	33,800	32,100
	D5	市民税所得割課税額 133,000円以上～169,000円未満	(16,900)	(16,050)
6	D6	市民税所得割課税額 169,000円以上～195,400円未満	35,600	33,800
	D7	市民税所得割課税額 195,400円以上～222,200円未満	(17,800)	(16,900)
	D8	市民税所得割課税額 222,200円以上～260,600円未満	43,600	41,400
	D9	市民税所得割課税額 260,600円以上～301,000円未満	(21,800)	(20,700)
7	D10	市民税所得割課税額 301,000円以上～345,000円未満	46,700	44,400
	D11	市民税所得割課税額 345,000円以上～397,000円未満	(23,350)	(22,200)
8	D12	市民税所得割課税額 397,000円以上	48,400	46,000
			(24,200)	(23,000)
7	D10	市民税所得割課税額 301,000円以上～345,000円未満	50,500	48,000
			(25,250)	(24,000)
8	D12	市民税所得割課税額 397,000円以上	50,500	48,000
			(25,250)	(24,000)
8	D12	市民税所得割課税額 397,000円以上	52,700	50,000
			(26,350)	(25,000)

※（ ）は2人目の金額。[]はひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他要保護世帯等の額。

※3歳児クラス～5歳児クラスの保育料は無料です。

幼稚園・認定こども園（1号認定）

※対象年齢については1頁をご覧ください。

入園手続きのご案内

利用を希望する保護者の方は、次の手順でお手続きください。



幼稚園を希望の方

1. 「入園願」および「教育・保育給付認定申請書（施設利用申込書）」を提出します **保護者**
市教育委員会学校課または南小松島幼稚園へ提出します。
提出時に保護者の個人番号（マイナンバー）の確認および、申請者の本人確認を行います。
2. 「支給認定証」を通知します **市**
令和6年3月中旬以降に支給認定証が通知されます。
3. 南小松島幼稚園において入園説明会を開催します

認定こども園を希望の方

1. 「入園願」を提出します **保護者**
「入園願」を各認定こども園へ提出します。
定員超過の場合は、各認定こども園で定めた選考方法により決定します。決定者には「内定通知」が通知されます。
※ 詳しくは、各認定こども園にお問い合わせください。
2. 「認定の申請（施設の利用申込み）」を提出します **保護者**
内定通知が届いた方は「教育・保育給付認定申請書（施設利用申込書）」を市教育委員会学校課へ提出します。
提出時に保護者の個人番号（マイナンバー）の確認および、申請者の本人確認を行います。
3. 「支給認定証」を通知します **市**
令和6年3月中旬以降に支給認定証が通知されます。
4. 各認定こども園において入園説明会を開催します

公立の幼稚園などと併願も可能です

預かり保育の無償化について（申請が必要です。）

保育を必要とする事由（17頁）に該当する場合、預かり保育の利用料が上限の範囲内で無償化されます。申請手続きについては、市教育委員会学校課へお問い合わせください。



保育所（園）・認定こども園 （2号認定または3号認定）

※対象年齢については1頁をご覧ください。

入所（園）手続きのご案内

保育施設の利用を希望する保護者の方は、次の手順でお手続きください。

1. 「認定の申請（施設の利用申込み）」をします **保護者**
「教育・保育給付認定申請書（施設利用申込書）」および「保育利用理由調査票」、その他必要書類を市児童福祉課（市役所）へ提出します。
申請時に保護者の個人番号（マイナンバー）の確認および、申請者の本人確認を行います。
2. 保育施設へ入所する要件を満たしているかを確認します **市**
認定されなかった方には、「教育・保育給付認定却下通知書」を送付します。
3. 保護者面談などを実施し、利用調整を行います **保護者** + **市**
認定された方は、個別面談（必要に応じて実態調査）および各ご家庭の状況等を点数化した上で、「保育の必要性」を総合的に判断します。ただし、「保育の必要性」があると判断された方でも、保育施設の定員等の理由により、入所できない場合があります。
4. 選考結果などを通知します **市**

通知対象者	市から送付する書類	送付時期（一次申請分）
入所できる方	「入所内定通知書」	令和6年2月 中旬から下旬
入所できない方	「入所（園）保留通知書」	

※ 内定先の保育施設を辞退される方は、速やかに申し出てください。
※ 市外施設を希望される方の選考結果通知は3月中旬から下旬です。
5. 各保育施設において入所（園）説明会を開催します
6. 入所先の保育施設が正式に決まります **市**
令和6年3月中旬以降に「入所（園）承諾書」および「支給認定証」を送付します。

保育所（園）・認定こども園（2号・3号）へ入所できる児童

保育所（園）等を利用するためには、児童の保護者が下記のいずれかの要件に該当することが必要です。「集団に慣れるため」、「友達がほしい」などの理由では利用できません。

《 保育を必要とする事由 》

- ① 居宅外および居宅内において当該児童と離れて日常の家事以外の労働をひと月に48時間以上行うことを常態としている場合。
- ② 妊娠中であるか、または出産した場合。ただし、出産または出産予定日の前後各8週間とします。
- ③ 疾病・負傷または、精神や身体に障がいをもっている場合。
- ④ 長期間にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護または看護している場合。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合。
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合。ただし、90日を限度とします。
- ⑦ 就学している場合。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合。
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な事由がある場合。ただし、育児休業中に退職した場合、退所となる場合があります。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合。

（注1）保育所（園）等の入所要件に該当していても、児童に心身の障がいがあると思われる場合、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込みの際に必ずお申し出ください。

（注2）上記の「保育所（園）等へ入所できる要件」に該当していても、次のような場合は入所できないことがありますので、予めご承知ください。

- ① 申込内容に虚偽があった場合
- ② 希望者が多数いるため、定員に余裕がない場合



入所申込みに必要なもの（2号・3号）



1. 教育・保育給付認定申請書（施設利用申込書）
2. 保育利用理由調査票
3. 申込書に添付する書類・・・入所児童 1 人につき 1 部必要です。
※ 2 人以上の申し込みの場合は、コピー可。

【入所資格認定書類】

保育が必要な事由	証明書類	備考
常勤・パート ・派遣	・就労証明書	
自営・内職 ・農漁業	・就労状況申告書	
妊娠・出産	・母子手帳の写し ・承諾書	母子手帳の交付日、分娩予定日が記載されているページの写し
疾病等	・医師の診断書	疾病・障がいの内容や程度、療養の期間がわかる書類等、児童の保育にあたれないことがわかるもの
障がい等	・身体障害者手帳の写し ・医師の診断書	
看護・介護等	・医師の診断書	看護を要する程度の記載必要
求職活動	・ハローワークカード等 ・承諾書	入所が認められる期間は、原則として90日以内
就学	・在学証明書	各学校所定様式の在学証明書
災害復旧	・罹災証明書	

4. 個人番号記入用紙

世帯全員分（住民票上別世帯も含む）の個人番号の記入が必要です。
保護者（父母）については番号確認および申請者の本人確認を行います。

【番号確認書類】マイナンバーカード、個人番号入りの住民票
個人番号通知カード（記載に相違ない場合のみ可）

【本人確認書類】マイナンバーカード、運転免許証 など

5. 場合によって必要な書類

- ・65歳未満の同居親族が保育にあたれない証明
- ・児童扶養手当証書、戸籍謄本、障害者手帳等、特別児童扶養手当証書、国民年金証書（障害年金）のコピー
- ・医師の意見書 など

入所内定後について（2号・3号）

入所（園）の選考結果（内定通知書）を受け取った方は、各保育所（園）・認定こども園で入所（園）説明を受けていただきますが、次のことについて予めご了承ください。

（1）入所（園）当初の保育時間について

入所（園）当初は、お子さまの心身の負担を軽減させるため、保育時間を短縮した『ならし保育』を行います。（乳児：3週間程度、幼児：2週間程度）

（2）休所（園）日について

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他市長が必要と認めた日。

（3）保育時間について

保育時間は保育の必要量に応じて各家庭により異なります。保育標準時間・保育短時間は提出された入所資格認定書類等により判定します。

☆施設の利用時間 保育標準時間の場合 1日最長11時間
保育短時間の場合 1日最長8時間

※ 時間外（延長）保育を希望される場合は、各保育所（園）・認定こども園にご相談ください。なお、保育時間は各保育所（園）・認定こども園によって異なります。詳しくは開所時間等一覧表（3～6頁）をご覧ください。

（4）入所（園）までの健康診断について

入所（園）までに、市の指定医療機関で健康診断を受診し、結果を入所（園）先の保育所（園）・認定こども園に提出してください。受診料は無料ですので、各保育所（園）・認定こども園で必要書類をお受け取りください。

（5）食事について

- ・0～2歳児：昼食（主食・副食）と間食（10時・3時）
- ・3～5歳児：昼食（副食）と間食（3時）

※ 食物アレルギーがあるため、食べられない食品があるお子さまには、医師の指示に基づき可能な範囲で調理・除去を行っております。（市児童福祉課指定の「小松島市食物アレルギー児の主治医診断書」の提出が必要となります。）

(6) 健康・安全について

- ・健康診断 : 嘱託医による内科および歯科健診を年2回、発育測定を毎月行います。4歳児は年2回視力検査を行います。
- ・非常災害訓練: 毎月1回、火災・地震・津波、防犯などの想定避難訓練を行います。

(7) 災害共済給付制度について

保育所(園)でお子さまが負傷した場合などに(独)日本スポーツ振興センターより医療費や見舞金等を給付される制度があります。入所と同時にお子さまは加入することとなっております。

※ 保険料は、保護者の方にも一部を負担していただきます。

※ 各施設で異なります。

(8) 保育を必要とする事由が変更した場合(就労時間の変更も含む)

教育・保育給付認定変更申請書等を市児童福祉課に提出していただき、改めて支給認定証を交付します。保育実施時間(保育標準時間・保育短時間)は、変更となる場合があります。

土曜日の保育について

土曜日は市内の全保育所(園)・認定こども園において開所(園)しておりますが、保育に支障を来さないよう十分配慮しながら、職員が交代で勤務する体制をとり、大切なお子さまをお預かりしております。

家族で過ごす時間は、子どもの成長にとっても大切です。

保護者のみなさまが、土曜日など家庭で保育ができる場合は、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。



子育て支援

★他の子どもと遊ばせたい、子育ての悩みを相談したい…など

施設の開放、親子で楽しめる行事や子育て全般の相談および情報の提供など地域の需要に応じた子育て支援を実施しています。

子育て支援センター にこにこ広場

こまつしま健祥会認定こども園
(☎32-0266)



にこにこほっぺ

徳島赤十字ひのみね医療療育センター
附属乳児院 (☎32-0555)

子育て支援センター もも組・こもも組

花しんばり子ども園 (☎37-1015)

ポンポコくらぶ

市保健センター (☎32-3551)

子育て支援センター こやすっ子ひろば

こやす認定こども園 (☎32-3462)

子育て支援センター スマイルピア

スマイルピア (☎33-4143)

みんなのひろば

さかの認定こども園 (☎37-1770)

★子育て支援事業の情報提供や子育てに関する相談など

利用者支援事業

専門スタッフが情報の収集や提供、必要に応じ子育てに関するいろいろなお悩みへの相談助言を行う事業です。

◎子育て応援教室「HUGくみ」

利用者支援専門員（保育士等有資格専任職員）が子どもたちの発達促進や育ちの支援計画作成、また保護者との定期的な面談及び育児相談を一元的にご家庭ひと組ひと組を継続的に、またワンストップでサポートいたします。

お問い合わせ 児童福祉センター (☎39-1273) ※旧和田島保育所
市児童福祉課 (☎32-2114)

★子どもを一時的に預かってほしい場合

ショートステイ事業

保護者が病気や出産、また育児疲れや育児不安等のため、一時的に子育てできなくなった場合、生後1か月以上の乳児や児童を施設で1週間程度お預かりする事業です。

お問い合わせ 市児童福祉課 (☎32-2114)

ファミリー・サポート・センター事業

0歳から小学6年生までのお子さまをお持ちの保護者を対象に、「保育所や幼稚園への送迎やその後の預かり」など、子育ての補助を行います。

お問い合わせ 徳島ファミリー・サポート・センター（☎088-611-1551）

一時預かり事業

保護者の入院、傷病、冠婚葬祭、育児疲れ解消などにより保育が必要となる場合に一時的に下記実施施設でお預かりする事業です。詳しくは各実施施設にお問い合わせください。

実施施設	電話番号	対象年齢
かもめ保育園	38-2270	満6か月～
花しんばり子ども園	37-1015	満6か月～
こまつしま健祥会認定こども園	32-0266	満2歳～
こやす認定こども園	32-3462	満2歳～
さかの認定こども園	37-1770	満6か月～



※各施設での事前登録が必要。また、利用上限は1か月につき14日まで。

★児童が病気になり集団生活が困難で保護者が就労している場合

病児保育事業

児童が病気になり集団生活が困難かつ保護者の就労などにより家庭での保育ができない場合、一時的にお預かりする事業です。ご利用にあたっては、事前にかかりつけ医療機関等での診察が必要です。

詳しくは、下記実施施設または市児童福祉課（☎32-2114）にお問い合わせください。

実施施設名	所在地	電話番号
徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院	小松島市中田町字新開 2-2	0885-32-0555
ふじおか小児クリニック	徳島市昭和町 8 丁目 70-3	088-622-0012
田山チャイルドクリニック	徳島市北矢三町 3 丁目 3-41	088-633-2055
愛育小児科	徳島市国府町桜間字登々路 8-1	088-635-2299
えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲 3 丁目 1-24	088-664-8580
ひなたクリニック	徳島市応神町古川字戎子野 81 番 4	088-678-5461
末広ひなたクリニック	徳島市末広 2 丁目 1-111	088-624-8660
伊勢内科小児科	名西郡石井町石井字石井 726-7	080-6391-9523
北島こどもクリニック	板野郡北島町中村字東堤ノ内 19-1	088-697-2281
富本小児科内科	板野郡藍住町東中富字東傍示 11-4	088-678-2111

一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業は無償化制度の対象となる場合があります。詳しくは市児童福祉課（☎32-2114）にお問い合わせください。

各施設の所在地



お問い合わせ先

【公立幼稚園・認定こども園（1号認定）】

〒773-0001 小松島市小松島町字新港9番地の19

小松島市教育委員会 学校課

TEL：0885-32-3811 / FAX：0885-33-3540

mail：gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

【公立・私立保育所（園）・認定こども園（2号認定・3号認定）】

〒773-8501 小松島市横須町1番1号

小松島市福祉事務所 児童福祉課

TEL：0885-32-3818 / FAX：0885-32-3738

mail：jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp